

海外渡航費に関するQ&A

Q.	A.
海外渡航費はどのような取り扱いか。	申請時に計画した海外渡航費（旅費）に使用してください。旅費支出後の残額については共同研究に必要な消耗品費等に流用して構いません。
旅費が海外渡航費で措置された金額以上に掛かってしまう場合、消耗品費等から補填することは可能か。	<p>可能です。この場合、消耗品費等からの流用に上限は設定しません。A-001と併せて整理すると以下の通りです。</p> <p>消耗品費等：海外渡航費（旅費）へ流用可能 ※流用制限なし 海外渡航：海外渡航費（旅費）支出後の残額は消耗品費等に流用可能</p>
海外渡航費からキャンセル料は支払うことは可能か。	やむを得ない(当該共同研究へ参画する者の責に帰さない)事由により出張を取り止め、航空賃や宿泊施設のキャンセル料が生じた場合は、各受入機関の取り扱いに準じて海外渡航費からキャンセル料の支払は可能です。ただし、キャンセル料支出後の残額を消耗品費等へ流用することはできません。キャンセル料支出後に再び再度海外渡航を計画することは可能ですが、最終的に計画していた海外渡航が実施されなかった場合は、残額を所定の申請書（様式）にて返還いただきます。
海外渡航が中止となった場合、または本予算で海外渡航費を支出できなくなった場合はどのようにすればよいか。	まずは代表者または受入研究者から糖鎖研究推進室へ速やかに報告してください。この場合海外渡航費（旅費）は返還いただきます。
他の予算と合算使用してもよいか。	使途制限のない他の予算または、使途制限のある競争的資金等の場合であっても、本経費と用務毎に区別ができる場合は合算で使用することは妨げません。ただし、本予算は受入研究者の機関で執行するため、代表者へは直接配分されない点にご留意ください。